

埼玉県訓令第5号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の一号を加える。

三 法令等に起算日の定めがある文書等 当該起算日

別表課の文書記号の表中

産業支援課	産支
産業創造課	産創

「イノベーション創造課	イ創	に、「金融課
新産業育成課	新産	」を

金融	」を「	経営・金融支援課	経金
----	-----	----------	----

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。